

令和元年度
財政援助団体監査報告書

大郷町監査委員

大 郷 監 第 5 号

令和元年5月23日

大 郷 町 長 田 中 学 殿
大郷町議会議長 石川 良彦 殿

大郷町監査委員 雫 石 頭

大郷町監査委員 赤 間 滋

財政援助団体監査報告について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、標記監査を実施したので、同条第9項により次のとおり意見を付して提出します。

《 目 次 》

| | | | |
|-------|-------|-----------|---|
| 第 1 章 | 監査の概要 | ・ ・ ・ ・ ・ | 1 |
| 第 2 章 | 監査の結果 | ・ ・ ・ ・ ・ | 2 |
| 第 3 章 | 監査の意見 | ・ ・ ・ ・ ・ | 3 |

第1章 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体監査

2. 監査対象団体

- ・所管課 . . . 農政商工課
- ・財政援助団体 . . . (株)おおさと地域振興公社

3. 監査対象

平成30年度に交付された大郷町産業振興事業補助金について

4. 監査の着眼点

(1) 所管関係

- ・補助金の決定は関係法令等に適合しているか。
- ・補助金の目的は明確か。公営益上の必要性が認められるか。
- ・補助金の額の算定、交付方法、時期、手続き方法等は適正か。
- ・補助金の効果、条件履行の確認は実績報告書等により行われているか。

(2) 団体関係

- ・補助金等の交付申請書の提出、補助金等の請求・受領は適時に行われているか。
- ・事業計画書、予算書及び決算諸表と主管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合されているか。
- ・監事による監査は適正に行われているか。金融機関の残高証明、又は預金通帳と収支残高が一致するか。
- ・事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果があげられているか。補助金が補助金対象事業以外に流用されていないか。
- ・出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・実績報告は適正に行われているか。

5. 監査の期間

令和元年5月15日(水)(1日間)

6. 監査の方法

補助金に係る出納、その他の事務の執行が適正に行われているかについて、現地に赴き、各担当から説明を受け、書面及び必要に応じ所管職員等からの説明を聴取し、監査を実施した。

第2章 監査の結果

1. 監査の結果

この補助金交付の目的は、産業基盤の強化及び発展並びに地域活性化の推進を図る事業を行う場合に要する経費に対し、補助をすることである。

また、今回の事業の目的は、魅力ある街づくりの中心施設として、賑わいづくりや地域資源の活用と新商品の開発により道の駅おおさとの活性化を図り収益性・集客力を強化することであった。

補助金交付申請では、事業計画のほか改修工事概算が出されているが、詳細な積算はしていない。そのため、交付申請後実施設計業務、確認申請を行う中で耐震診断調査結果を受け、変更交付申請がなされることになったものである。

事業の終了は遅れたものの、実績報告により補助金の確定がなされている。

監査の対象となった大郷町産業振興事業補助金に関する出納その他の事務の執行が、監査した範囲において事業目的に沿って行われていると認める。

《平成30年度大郷町産業振興事業補助金》

(単位：円)

| 項目 | 補助額 | 実績額 | 差引額 |
|------------|-------------|-------------|-------------|
| ①増設工事 | 14,320,000 | 46,000,000 | 8,601,000 |
| ②改築工事 | 40,281,000 | | |
| ③商品展示・什器 | 22,200,000 | 31,539,593 | ▲ 9,339,593 |
| ④ATM 移動費用 | 15,170,000 | 15,160,000 | 10,000 |
| ⑤構造計算・付帯工事 | 5,310,000 | 4,500,000 | 810,000 |
| 消費税 | 7,783,000 | 7,775,967 | 7,033 |
| 合計 | 105,064,000 | 104,975,560 | 88,440 |

第3章 監査の意見

本町の道の駅は、地元の生産物を販売する経済活動の場に加えて、休憩や食事の機能、さらに町おこしの情報発信や地域連携の拠点として重要な施設となっている。増改築後は順調な集客、売上増との説明があったが、今後も継続して本町ならではの特徴を発揮し、さらに賑わいのある道の駅を目指し努力してほしい。

監査の実施を通じて、次のとおり改善、努力をようすべき事項が見受けられたので以下に記す。

1. 所管課

今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

2. 団体

- ・あさひな農業協同組合振込受付書の振込手数料、手数料徴収区分欄に記載ないものが1件あった。記載事項の確認は確実にする必要がある。
- ・稟議書の決裁欄に決裁日の記載がされていない。記載すべきである。
- ・事務の執行に当たっては今後とも万全を期し、適正な事務の執行に努められたい。
- ・将来に向けてエレベーターの対策を含めて2階部分の総合的な有効利用を検討されたい。